

監査報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人玉依会
理事長 仲西 光子様

社会福祉法人玉依会
監事 浅津 寿広

監事 寺本 敏徳

監査報告書の提出について

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人玉依会定款第11条に基づき、別紙の通り監査報告書を提出いたします。

以上

監査報告書

私たち監事は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人玉依会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査日時

2013年5月21日(火) 17時30分～20時30分

2. 監査場所

松江市大庭町1132 社会福祉法人 玉依会 なの花保育園

3. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、法人の事業年度における理事の業務執行状況、財産の状況、各事業の執行状況等について総括的に、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、決算関係書類及び事業報告書につき検討いたしました。

[当該施設]

法人本部、なの花保育園(保育所)、遊学館なの花(放課後児童クラブ)

なお、理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査致しました。

4. 監査の結果

(1) 監事の意見

(イ) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。

(ロ) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。

(ハ) 事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。但し、今年度発生したヒスタミンによる食中毒事故の教訓から、園児の安全確保に万全を期すと共に、保護者への緊急連絡網の整備についても検討すべきと考えます

(ニ) 理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。但し、以下、改善と意見を申し述べます。

① 一部理事及び評議員の理事会、評議員会への出席状況が芳しくないので改善を求める。

② 保護者及び地域関係者との良好な関係を構築され、子供たちを見守り、支えていく環境整備に努力されたい。